

(表)

様式第1号 (第4条関係)

豊川市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

(あて先) 豊川市長 殿

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 窓口に来られた方(代理人により申込みをされる場合には、代理人についてご記入ください。) | 住 所 | 〒 ー |
| | 氏 名 | |
| | 連絡先 | () |
| 申込者との関係 | 1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人 | |

豊川市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

| | | | |
|------------------|-------|-----|-----|
| 申込者(通知を希望する方の氏名) | フリガナ | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性 別 | 男・女 |
| 住 所 | 〒 ー | | |
| 本 籍 | | 筆頭者 | |
| 連 絡 先 | () | | |

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

| | | |
|----------|--------------|----------------|
| 法定代理人の区分 | 1 未成年者の法定代理人 | 2 成年被後見人の法定代理人 |
| 氏 名 | フリガナ | |
| 住 所 | 〒 ー | |
| 連 絡 先 | | |

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)

(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)

(3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日となり、登録期間は5年間です。

| | |
|------|---------------|
| 登録期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|------|---------------|

※ 次の欄は、記入しないでください。

| | | | | |
|-----|-----|-----|--|-----|
| 受 付 | 登 録 | 照 合 | 本人等の確認書類 | 備 考 |
| | | | <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () | |

(裏)

豊川市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、豊川市にこの申込書により事前登録された方（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を第三者(注2)に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に豊川市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書には、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- 4 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の範囲内において、同法に基づき、本人が開示請求をすることができます。
- 5 事前登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 6 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にはすることができます。
 - (1) 事前登録を受けようとする方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込みをすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
 - (3) 登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするとき
- 8 この申請による登録期間は、登録した日から5年です。引き続き事前登録を受けようとする方は、登録期間満了日の1月前から登録を更新することができます。
- 9 事前登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、事前登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

注1：「住民票の写し等」とは本籍入りの住民票（除票を含む。）の写し、本籍入りの住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。

注2：「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。